相続関係手続　　2022年7月

業務内容	業務の細別	基本報酬額（税込）		摘要（実費等）
相続人の調査	相続人の確認	6,600円×法定相続人数		（例）法定相続人が被相続人の配偶者と子供２人 6,000円×３人 ※続柄については戸籍記載の続柄の記載を推奨いたします。
	相続関係説明図（法定相続情報一覧図）作成	22,000円～		※状況により作成します。
	戸・住民票の調査	2,200円／1通		各行政機関　300円／1通／住民票の写し・住民票の除票 450円／1通／戸除籍謄（抄）本 750円／1通／除籍謄（抄）本・改製原戸籍謄（抄）本 ①被相続人の戸籍謄本および除籍謄本、②被相続人の住民票の除票、③相続人全員の戸籍謄（抄）本を取得します（法定相続人3人で6通以上が目安）。 ※遠方の場合は別途郵送料や定額小為替等の発行が必要です
相続財産の調査	財産目録作成のための調査	22,000円	一般的事例 遺産の数： ５個まで	各行政機関　固定資産課税台帳登録事項証明（公価） 300円／1筆・1箇 不動産登記事項証明書（登記簿謄本） 600円／1筆・1箇 残高証明書 数百円～／1金融機関 一般的戸建家庭で5通以上が目安・2,000円程度～
		2,200円×遺産の数	６個目より	
		33,000円		信用情報提供機関（CICC、JICC、KSC）からの情報取得 各機関毎　定額小為替証書（1,000円＋発行手数料100円） ※別途、印鑑登録証明と郵送料が必要となります。
法定相続情報証明制度の利用	申出書の作成	5,500円	新規	申出すべき登記所によっては郵送料が必要です。 ※相続人全員の代表者（申出人）となる方を事前にお決めいただく必要があります。
		3,300円	再交付	
	相続人の確認	6,600円×法定相続人数		（例）法定相続人が被相続人の配偶者と子供２人 6,000円×３人 ※続柄については戸籍記載の続柄の記載を推奨いたします。
	法定相続情報一覧図作成	22,000円～		法定相続人の人数より変わります。
	戸・住民票の調査	2,200円／1通		各行政機関　300円／1通／住民票の写し・住民票の除票 450円／1通／戸除籍謄（抄）本 750円／1通／除籍謄（抄）本・改製原戸籍謄（抄）本 ①被相続人の戸籍謄本および除籍謄本、②被相続人の住民票の除票、③相続人全員の戸籍謄（抄）本を取得します（法定相続人3人で6通以上が目安）。 ※遠方の場合は別途郵送料や定額小為替等の発行が必要です。
相続関連資料の取得代行	戸・住民票の取得代行	2,200円／1通		各行政機関　300円／1通／住民票の写し・住民票の除票 450円／1通／戸除籍謄（抄）本 750円／1通／除籍謄（抄）本・改製原戸籍謄（抄）本 300円／1通／登記されていないことの証明書 300円／1通／身分（身元）証明書 300円／1通／印鑑登録証明書 ※遠方の場合は別途郵送料や定額小為替等の発行が必要です
	不動産関係資料の取得代行	3,300円／1通		各行政機関　固定資産課税台帳登録事項証明（公価） 300円／1筆・1箇 不動産登記事項証明書（登記簿謄本） 600円／1筆・1箇 残高証明書 数百円～／1金融機関

©行政書士佐々木秀敏事務所

遺言書作成　　2022年7月

業務内容	業務の細別	基本報酬額（税込）		摘要（実費等）
自筆証書遺言の作成補助	相続人の調査	任意・別途料金 （要望によりご相談）		※ご本人の気持ちを示した書面であるため、作成には推定相続人の調査は絶対ではありませんが、「推定相続人を確認して確実な遺言書とする」ため、相続関係資料の取得を推奨いたします。
		任意・別途料金 （要望によりご相談）		※ご本人が確認されて遺言書に記載される財産で足りますが、確認のため、評価証明書の取得や登記事項証明書（登記簿謄本）など、相続関係資料の取得を推奨いたします。
	遺言書本文の作成補助	55,000円	一般的記載	遺言書には一般的に記載される内容です。 （例）無条件の相続分の指定 ・財産の３分の２を妻○○に、３分の１を長男□□に相続させる。 （例）無条件の遺産分割方法の指定 ・妻○○に土地と建物、長男□□に預貯金を相続させる。 （例）単純な遺贈の指定 ・金○○百万円を孫△△に遺贈する。 ほか祭祀承継者の指定、遺言執行者の指定、付言事項など
		11,000円／条／項	任意的記載毎	個別の事情で記載される内容です。 相続人の廃除（排除の取り消し）／子の認知／未成年後見人の指定／条件付の遺贈／負担付の遺贈／特別受益の持戻免除（免除しないこと）／遺留分減殺の特定者への免除／以前作成した遺言の取消　など記載項目毎にお見積もり ※廃除（排除の取り消し）・認知では遺言執行者の指名が必要です。
公正証書遺言の手続きサポート	相続人の調査	必須・別途料金 （相続人の範囲による）		「相続させる」場合は遺言者と相続人との続柄がわかる資料 「遺贈する」場合は受遺者の住民票 遺言執行者を特定できるもの（住所、職業、氏名、生年月日） 依頼者（遺言者）の印鑑登録証明書　　など
	相続財産の調査	必須・別途料金 （財産の範囲による）		直近の固定資産税納税通知書（固定資産評価証明で可） 不動産登記事項証明書（登記簿謄本） 信用情報提供機関（CICC、JICC、KSC）からの情報取得　　など
	遺言書本文の作成補助	55,000円	一般的記載	内容は自筆証書遺言に準じます。 公証役場へ相続人の目的価額に応じた手数料等が必要です。 （例）総額3,000万円の財産を、配偶者に2,000万円、子供2人にそれぞれ500万円づつ分け、祭祀の主宰者を指定する場合の公証役場手数料 配偶者分の手数料※　23,000円 子供分の手数料※　1,1000円×2人 遺言加算　1,1000円 祭祀の主宰者の指定　1,1000円 正本と謄本の交付手数料　数千円程度 ※公証人が自宅や病院に出向く場合は1.5倍、他に日当（2万/1日･4時間1万）、旅費（実費）が必要です。 ※より確実な意思の実現のため内容に応じて以下の記載を検討します。 予備的遺言／予備の遺言執行者の指定／遺言執行者の権限／遺言執行者の委託／遺言執行者の報酬／複数の遺言執行者の各業務の範囲　など
		11,000円／条／項	任意的記載毎	内容は自筆証書遺言に準じます。
秘密証書遺言の作成補助	相続人の調査	任意・別途料金 （要望によりご相談）		※ご本人の気持ちを示した書面であるため、作成には推定相続人の調査は絶対ではありませんが、「推定相続人を確認して確実な遺言書とする」ため、相続関係資料の取得を推奨いたします。
	相続財産の調査	任意・別途料金 （要望によりご相談）		※ご本人が確認されて遺言書に記載される財産で足りますが、確認のため、評価証明書の取得や登記事項証明書（登記簿謄本）など、相続関係資料の取得を推奨いたします。
	遺言書本文の作成補助	55,000円～ （遺言書の内容により 個別の見積）		自筆証書遺言に準じた作成補助をいたします。（万一、秘密証書遺言が無効になったとしても、自筆証書遺言の要件を満たしていれば自筆証書遺言として有効になります。） 公証役場へ手数料1,1000円が必要です。 公証手続きにおいて証人が2人以上必要です。
遺言書検認の申立のサポート 遺言書の保管申請サポート		22,000円	家事審判申立書	家庭裁判所　800円／1申立 ※基本的にはご相談者の知り得る相続人の範囲のみで申立（当事者目録の作成）は可能ですが、後日の手続きを円滑にするため、念のための相続人の調査を推奨いたします。
			当事者目録	
尊厳死宣言公正証書の手続きサポート （事実実験公正証書）		33,000円	公正証書遺言との同時依頼の場合は半額	公証役場での手続き（病院等への出張の可否は公証役場の判断）です。 公証役場へ手数料1,1000円（証書作成に要した時間の合計時間1時間までごと）が必要です。
公正証書証人立会い		11,000円／1人		

©行政書士佐々木秀敏事務所

遺産分割協議　　2022年7月

業務内容	業務の細別	基本報酬額（税込）		摘要（実費等）
遺産分割協議書の作成補助	相続人の調査	任意・別途料金 （要望によりご相談）		最低限、被相続人の出生から死亡時までつながった戸籍、除籍、改製原戸籍の取得を推奨いたします。「相続人全員による確実な協議書とする」ため、相続関係資料の取得を推奨いたします。
	遺言公正証書有無の調査	5,500円		※遺言公正証書の保管があった場合は正本又は謄本を取得します。 交付手数料・数千円程度（証書謄本の枚数×250円）
	財産目録作成のための調査	22,000円	一般的事例 遺産の数： ５個まで	各行政機関　固定資産課税台帳登録事項証明（公価） 300円／1筆・1箇 不動産登記事項証明書（登記簿謄本） 600円／1筆・1箇 残高証明書 数百円～／1金融機関 一般的戸建家庭で5通以上が目安・2,200円程度～
		2,200円×遺産の数	６個目より	
		33,000円		信用情報提供機関（CICC、JICC、KSC）からの情報取得 各機関毎　定額小為替証書（1,000円＋発行手数料100円） ※別途、印鑑登録証明と郵送料が必要となります。
	協議書案文の作成	44,000円	相続人2人	※協議が相続人間でまとまった段階で相続人全員の実印（印鑑証明書）が別途必要となります。 ※相続人確定の難易度、遺産の多岐や遺産の価額によって金額のご相談をいたします。
		55,000円	相続人3人	
		60,500円	相続人4人	
		3,300円ずつ加算	以後1人増しについて	
遺産分割協議公正証書の手続きサポート（※）		上記に準じます （別途ご相談下さい）		次の書面が必須となります。 ①亡くなった人（被相続人）に必要なもの 出生から死亡時までの戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍謄本 ②相続人全員に必要なもの 印鑑証明書＋実印・戸籍謄本 ③不動産を分割する場合 登記事項証明書または固定資産評価証明書（納税通知書） ④不動産以外の財産を分割する場合 預金通帳・有価証券の残高証明書・車検証・借入先の残高証明書など 公証役場へ相続人毎に相続する財産の価額に応じた手数料等が必要です。 「預貯金などの金額」「不動産の時価」が目的価額になります。 100万円以下：　5,000円 100万円を超え 200万円以下：　7,000円 200万円を超え 500万円以下：　11,000円 500万円を超え 1,000万円以下：　17,000円 1,000万円を超え 3,000万円以下：　23,000円 3,000万円を超え 5,000万円以下：　29,000円 5,000万円を超え 1億円以下：　43,000円 ⋮

（※）当事務所では遺産分割協議書は通常の合意書面より証明力が強い公正証書で作成される事をお勧めしております。

作成にあたっての原則条件

・相続人の中に協議に参加できない方がいる状況で手続きを進めることはできません。

・相続人同士での話し合いが可能な場合で、弁護士を入れての調停などは考えていない場合に限ります。相続人同士の話し合いが不可能で、代理人となって交渉してもらいたい場合は、弁護士しか対応が出来ません。

・特別受益の主張、寄与分の請求など、相続人の中で権利の主張があり、紛争中または紛争に発展する可能性が高い遺産分割協議に行政書士は関わることはできません。

©行政書士佐々木秀敏事務所

成年後見契約手続　　2022年7月

業務内容	業務の細別	基本報酬額（税込）		摘要（実費等）
任意後見契約 公正証書の 手続きサポート	財産目録作成のための調査	任意・別途料金 （要望によりご相談）		各行政機関　固定資産課税台帳登録事項証明（公価） 300円／1筆・1箇 不動産登記事項証明書（登記簿謄本） 600円／1筆・1箇 残高証明書 数百円～／1金融機関 信用情報提供機関（CICC、JICC、KSC）からの情報取得
	契約書案文の作成	66,000円		任意後見契約公正証書を作成するには以下の取得が必要です。 ・委任者（依頼されるご本人）に必要なもの 印鑑証明書＋実印 戸籍謄本、住民票 ・受任者（任意後見人となる方）に必要なもの 印鑑証明書＋実印 住民票 公証役場へ相続人毎に相続する財産の価額に応じた手数料等が必要です。 将来型・即効型：11,000円 移行型：11,000円＋財産管理契約の最大10年分の報酬の合計額に応じた手数料 法務局登記（公証人が登記を嘱託）が必要です。 嘱託手数料：1,400円 登記印紙代：4,000円
	公証役場立会い・打合せ	11,000円／回		案文の調整打合せから立ち会い
法定後見申立 に係る添付書類 の収集補助	戸籍・住民票・登記されていないことの証明書 不動産に関する資料 信用情報提供機関からの債務・借金情報の資料 その他の資料	2,200円／1通 3,300円／1通 33,000円 ご相談によります		申立時の 標準的添付書類（成年後見申立ての場合の一例） ・本人の戸籍謄本（全部事項証明書） ・本人の住民票又は戸籍附票 ・成年後見人候補者の住民票又は戸籍附票 ・本人の登記がされていないことの証明書 ・本人の財産に関する資料 ・不動産についての資料（全部事項証明書、固定資産税評価証明書等） ・預貯金や株式等についての資料（預貯金の通帳、金融機関発行の残高証明書、株式の残高報告書等） ・生命保険，損害保険等についての資料（本人が契約者、被保険者又は保険金受取人になっている保険についての保険証書等） ・負債についての資料（金銭消費貸借契約書、返済明細書等） ・収入についての資料（確定申告書、給与明細書、年金額決定通知書等） ・支出についての資料（各種税の納税通知書、介護保険料の決定通知書、家賃、医療費、施設費の領収書等） ※別途取得にあたりそれぞれの実費が必要となります。

©行政書士佐々木秀敏事務所

費用・経費など　　2022年7月

業務内容	業務の細別	基本報酬額（税込）		摘要（実費等）
面談による相談（初回）（※）		無料/40分	超過 1,100円/20分	遠隔地は交通費のご負担をお願いいたします。
面談による相談（2回目以降）（※）		2,200円/30分		遠隔地は交通費のご負担をお願いいたします。
交通費（電車・バス・高速等）		実費		
宿泊費（概ね片道2時間で必要な場合）		実費		上限あり。
日当（出張・立会い・打合せ同席など）		11,000円/半日 22,000円/全日		移動時間が含まれます。
印紙・証紙・役所支払費用		実費		
公証役場費用		実費		

（※）ご依頼いただいた場合は面談費用については報酬に充当いたします。

©行政書士佐々木秀敏事務所

ご依頼にあたってお願い

・行政書士は業務の結果に対して責任を負っておりますが、ご相談いただく事案には、お客様が想定されていないようなリスクや検討事項が隠れていることもあります。同じ業務であっても、その内容等により難易度が異なることがほとんどです。そのため実際の報酬額には高い安いの差が生じます。
・以上を踏まえ、実際の報酬額は、ご相談内容を十分に拝聴した上でお見積もりさせていただき、事前にご了解をいただいてからの業務着手となります。また追加費用が発生する場合は加算事案が生じると判断される時点で、事前にお客様にご説明の上、ご指示ご判断いただきます。
・御見積書の報酬額はご相談内容を十分に拝聴した上で作成いたしておりますが、精算時で相違する場合があります。契約締結後予告なく報酬を発生させることはなく、必要に応じてご相談しながら業務を進めます。

・業務はご相談、概算のお見積もりを行い、お客様に内容についてご納得いただいた後に業務委任契約を締結し、着手いたします。

・申請を伴う案件において、許認可取得を条件とするご依頼はお受けすることが出来ません。また他の法律により禁止されている業務はお引き受けできません。
・経験のない手続き、業務については、時間がかかることについて了承して頂き、若しくは他の士業の方を紹介いたします。
・ご相談内容によりましては、業務を他の士業の方と連携することがあります。その場合は、ご相談のうえで方向性を決定いたします。

・総額が5.5万円（税込）以上または手続書面の多寡や遠隔地等の宿泊・交通費等、相当額の実費が見込まれる場合は、お見積総額の1/2を超えない範囲（概ね30～50%）で、実費の一部と報酬額の一部を着手金として設定させていただきます。着手金につきましては事案の成否にかかわらずお支払いいただきます。なお着手金は、基本的には返金いたしません。

・書面作成等に必要な登記事項証明書や戸籍謄本等、別途必要な証紙・印紙や申請料など手続に付随する費用は別途精算の上、実費の請求となります（ほか送料、振込手数料、官公署手数料など）。
・これら実費については、事前に概算でお知らせし、着手時に一部の前払いをいただき、業務完了後に清算させていただきます。

・案件に応じて必要となる以下の費用につきましても、金額により事前お支払い又は完了時清算とさせていただきます。
　日当・交通費、その他直接に必要な経費の実費
　旅費、宿泊費（遠隔地、概ね片道2時間）
　提出手続代行業務に係る費用手続の上で必要となった公証人の手数料
　他の専門士業等への報酬などの費用

以上

暴力団等反社会的勢力の排除にあたってお願い

・当事務所ではコンプライアンスに基づき日本国の法令に違反・抵触する恐れのある違法または不当な依頼はお受けできません。行政書士法を遵守し、他の士業法令により禁止された業務（＊）も一切行いませんのでご了承ください。これらの手続きが必要な場合は他士業事務所へ依頼しております。

＊弁護士・司法書士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士ほか行政書士以外の士業の独占業務。（例として「調停」「裁判」「訴訟」「登記」「税務処理」など。

・暴力団対策法・宮城県県暴力団排除条例および宮城県警察本部の指導に基づき、暴力団関係者・またその準構成員などからの依頼は一切受け付けません。
・当事務所は業務受任に際は、業務委任契約書の締結に加えて、「暴力団排除条項」を含んだ「誓約書」への署名・押印と身分証明書（運転免許証等）をご提示いただきますのでご承知ください。

・上記に同意いただけない場合は、いかなる事情でも業務の受任は致しませんのでご了承ください。 また暴力・威力・詐術をもって当事務所に業務の強要を行った場合は、直ちに警察へ通報いたします。

以上